資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年　1月30日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本　店　所　在　地	東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
不動産投資信託証券発行者名	ケネディクス・オフィス投資法人
	（コード：8972）
代表者の役職・氏名	執行役員　竹田　治朗
（　署　名　）	竹田治朗

本投資法人の執行役員である竹田治朗は、本投資法人の2019年5月1日から2019年10月31日までの第29期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成１８年内閣府令第４７号）第７１条から第７５条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

１．本投資法人の仕組について

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務等をケネディクス不動産投資顧問株式会社（以下、「本資産運用会社」といいます。）に委託しております。また、投信法に基づき、投資主名簿等の管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、経理事務等に係る一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「経理事務等一般事務受託者」といいます。）に、資産保管業務及び機関の運営に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております。

２．資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は経理事務等一般事務受託者が作成した会計帳簿を基に、本資産運用会社において必要な情報を加味した上で原案を作成しております。当該原案については、本資産運用会社の「職務責任権限規程」及び「職務責任権限規程　別表」等に従い、本資産運用会社においてオフィス・リート本部運用委員会の承認を得ることとなっております。また、記載内容については、法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けております。

最終的に資産運用報告は本投資法人の役員会で承認を得て提出しております。

３．不実の記載がないと認識するに至った理由

①経理事務等一般事務受託者が作成した会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該資産運用報告が作成されていることを確認しております。

②本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人から、投信法第130条に規定される監査証明を受領しております。

③本資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について原則として毎月開催される本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認をしております。

以　上